

公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会 定款（案）

日マ会公益認定検討委員会

2012. 01. 20 第 6 改定作成

第 25 条

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会（以下、「本会」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 本会の主たる事務所は、東京都新宿区に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て、必要な地に事務所を置くことができる。これを変更、廃止するときも同様。

第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第 3 条 本会は、日本の伝統医学であるあん摩マッサージ指圧と、施術に関する学術の振興及び情報の収集等を図り、あん摩マッサージ指圧師の資質の向上と、国民の保健衛生、健康の増進に寄与することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の公益事業を行う。

- （1）安全・安心で良質のあん摩マッサージ指圧施術を提供する事業
- （2）あん摩マッサージ指圧師の、資質向上を図るための講習会、研修会の開催事業
- （3）鍼灸マッサージ健康保険療養費支給申請を利用するための相談・指導に関する事業
- （4）学術振興、施術研究の成果及び資料の提供事業
- （5）関係団体との連携・協調事業
- （6）社員の福利厚生、相互扶助に関する事業
- （7）会員への情報提供と相互情報交換事業
- （8）前号各項の事業に付帯する事業

2 その他本会が、この目的を達成するために必要な事業

3 前各号各項の事業は、全国各地において行うものとする。

（規 律）

第 5 条 本会は、一般社団・財団法人法のほか、理事会の決議を経て、別に定めるあん摩マッサージ指圧師倫理規程に則り、事業を適正に構成・運営し、第 3 条に掲げる公益目的達成と、社会的信用の維持・向上に努める。

第 3 章 会 員

（種 類）

第 6 条 本会の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（1）正会員

本会の目的に賛同した、あん摩マッサージ指圧師厚生労働大臣免許所有の個人

(2) 賛助会員

本会事業賛助のため入会した、正会員以外の個人又は団体

(3) 名誉会員

本会事業又は、あん摩マッサージ指圧学術に貢献した者で、理事会が定めた者

(入 会)

第7条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書をもって入会を申し込む。

2 入会の可否は、別に定める入会基準により理事会が審議して決定し通知する。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は本会活動のため、総会の決議を経て別に定める入会金及び会費規程により、入会金及び会費を納入する。

2 賛助会員は、本会活動のため、総会の決議を経て別に定める入会金及び会費規程により、入会金及び会費を納入する。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合に至ったときは、その資格を失う。

(1) あん摩マッサージ指圧師厚生労働大臣免許の資格を失ったとき

(2) 個人が成年後見の被後見人・被補佐人になったとき

(3) 個人が死亡又は失踪宣告を受けたとき

(4) 団体が解散したとき

(5) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき

(6) 除名されたとき

(退 会)

第10条 本会を退会しようとする者は、理事会が定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当したとき、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決によって当該会員を除名することができる。この場合、該当する個人又は団体に対し、議決する総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款または規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を著しく毀損したとき又は、本会の目的に反する行為があったとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名決議されたときは、該当者に速やかに通知する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 第9条に規定する会員資格を失ったときは、本会に対する権利を失い義務を免れる。ただし未履行義務は免れない。

2 本会は、社員がその資格を失っても、既納の金品を返還しない。

第4章 総 会

(種類及び構成)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催及び招集)

第15条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

- 3 総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して会長がこれを招集する。

- 4 会長は、第2項第2号の規定による請求があった時は、6週間以内の日を定めて臨時総会を招集しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(正会員の議決権)

第17条 正会員は各1個の議決権を有する。

(総会運営規則)

第18条 総会運営に関する事項は法令又は、この定款に定めるほか、理事会が別に定める総会運営規則による。

第5章 役 員

(定数及び種類)

第19条 本会に次の役員を置く。

理事 10名以上15名以内

監事 2名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、6名を理事とする。

- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会において選任する。

- 3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。

- 4 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事又は、監事に異動があった時は2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。又、会長に事故ある時は、予め会長が定めた順序に従い会長の職務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。又、副会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5 常務理事は、業務を分担執行する。又、専務理事に事故ある時はその職務を代行する。
- 6 会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他の理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規程による。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- 5 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 7 その他、監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
- 3 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他、第11条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。但し、常勤役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員の報酬及び費用に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員の会議等出席手当・旅費、出張旅費・日当等は理事会が別に定める役員の旅費交通費等及び報酬規程による。
- 3 役員にはその職務を遂行するために要する費用を支払う。

(取引制限)

第26条 理事は、本会事業に関して、取引をしようとしたとき、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の取引をした理事は当該取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取り扱いについては、第35条に定める理事会運営規則による。

(損害賠償責任の免除)

第27条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

第6章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第28条 本会に顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。任期は2年とする。
- 3 顧問及び相談役は、この法人の業務の運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事全員をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 顧問及び相談役は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか次の事項を決議する。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更および廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務の執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職

(招 集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数及び決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

第8章 委員会、部会及び支部

(委員会)

第36条 本会には、業務の執行に必要な委員会を置くことができる。

- 2 前項に定める委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(部 会)

第37条 本会には、業務の執行に必要な部会を置くことができる。

- 2 前項に定める部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(支 部)

第38条 本会には、業務の執行に必要な支部を置くことができる。

- 2 前項に定める支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第9章 財産及び会計

(財産の構成)

第39条 本会の財産は、次に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産

- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第40条 本会の財産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(備付け帳簿及び書類)

第44条 主たる事務所には、前条の書類のほか、次の書類を5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第46条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第48条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公 告）

第49条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は官報・新聞等による。

第12章 事務局

（事務局）

第50条 本会に、事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事会の決議を経て任命する。

4 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第13章 補 則

（細 則）

第51条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び、一般財団法人に関する法律及び、公益社団法人及び、公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散と登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、

本定款41条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の設立登記の日に就任する理事及び監事は別紙、役員名簿記載の通り。

4 本会の最初の代表理事は

東京都新宿区高田馬場1丁目29番18号 時任基清

東京都杉並区荻窪1丁目41番25号 渡辺哲宏

神奈川県横浜市旭区さちが丘150番地6号 横川純夫

岡山県笠岡市笠岡3046番 玄場義明とする。

以 上